

そうだ、起業をしよう！



独立・起業 マニュアル

開業届を出して、起業するためのメリットとその方法について詳しく解説していきます。

長者ファミリー

独立・起業マニュアル

あなたがビジネスを始める上で副業や個人であつてもまず開業届を出すことをおすすめ致します。

こちらのマニュアルでは開業届を出して、起業することのメリットについて詳しく解説していきます。

開業届とは？

<個人事業の開業届出・廃業届出等手続>

新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続です。(国税庁HPより)

そもそも開業届というのは、上記の国税庁HP引用文にあるように、「新たな事業を開始したとき」に提出する書類のことです。基本的に開業日から1か月以内に開業届を提出する必要があります。提出は義務ですが、提出しなくても法的に罰せられることはありません。

開業届を出すメリットとデメリット

では開業届を出すメリットとデメリットはそれぞれどのようなものがあるのでしょうか。

メリット1・青色申告による最大65万円の控除

開業届を出すと、青色申告特別控除を受けることができます。要は開業届を出し、青色申告承認申請書を提出することによって、税金の支払いを節約できるということです。

今年、令和2年より青色申告特別控除を適用要件が変更になり、65万の控除を受けるには、「e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存」を行う必要が出てきました。従来のままの申告方法だと、55万の控除になり、10万円分減額になってしまいますので注意が必要です。

<改正後65万の青色申告特別控除を受けるには>

- 正規簿記の原則で記帳(複式簿記)
- 貸借対照表と損益計算書を添付
- 期限内申告
- **e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存**

国税庁 | 令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0019009-126.pdf>

メリット2・赤字を繰り越せる

「青色申告を行っている事業者は、赤字を最長**3年**繰り越すことができる」のはご存じでしょうか？事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得において発生した赤字損失においては翌年以降の所得に繰り越せません。

「赤字の繰り越し」というのは、確定申告をして赤字が出た場合に、その分の損失を翌年の利益から差し引き、翌年はその差額分に対しての税金計算ができるという仕組みです。つまり、今年度の赤字分だけ、翌年以降に節税できるというわけです。

メリット3・屋号で銀行口座が作れる

個人事業主として事業を展開し、取引先とのやり取りに個人の銀行口座で対応するのは、取引先に「プライベートの銀行口座で管理できるレベルの事業規模」だと思われ、信頼を下げってしまう恐れもあるので、「屋号付き銀行口座」を作るといいでしょう。

しっかりプライベートの銀行口座と事業用の銀行口座を分けることで経理処理も随分やりやすくなると思うので、開業届を出したのちには「屋号付き銀行口座」を開設することをおすすめします。

メリット4・家族に払った給料を経費にすることができる

青色申告をすることによって受けられる特典はまだあります。ご家族で事業を営んでいる個人事業主の方などは、家族に支払った給料を経費として計上することができます。青色専従者給与とって、「青色専従者給与に関する届け出」を税務署に提出することによって、15歳以上の家族に対する給料を経費にできるようになります。

デメリット1・扶養の問題

主婦(主夫)の方にとっては大きな問題である「扶養」。一般的に「扶養控除」とよばれるものには2つの種類があります。所得による扶養控除と社会保険に対する扶養控除です。

<所得に対する扶養控除>

収入から必要経費を引いた「所得」が**38万円**を超えないことが条件です。

パートなどをしている、よく「103万以内に収入を抑えないといけない」と聞くこともあるかと思いますが、それは勤務先の事業所が年末調整時に給与所得控除65万を収入103万からひかれるためであって、個人事業主として開業したあとも同じことを行います。

個人事業主として開業後、年間売り上げが100万で必要経費が70万だった場合、所得は30万円となり、扶養内にとどまることができます。

<社会保険に対する扶養控除>

扶養主の方が入っている健康保険の組合によって、条件はそれぞれ異なってきます。個人事業主として開業届を出すことだけで、扶養とは認めないとしている組合もありますし、「収入130万まで」なら個人事業主として被扶養者が事業を行っていても大丈夫という組合もあります。扶養主の方が加入する組合の扶養認定基準をしっかりと確認しましょう。

デメリット2・副業の場合、会社にバレる？

「開業届を提出すると、本業の会社に副業をやっていることがバレてしまうのではないか。」

そう考える人も少なくないでしょう。では、バレずに事業を行うことは不可能なのでしょうか？実は確定申告のやり方を工夫することで、本業の会社にバレる可能性を劇的に減らすことが出来ま

す。具体的にそのやり方を説明すると、確定申告書の第二表に、給与所得以外の所得に係る住民税の納付方法を選択できる欄があるため、当該欄にて「自分で納付する」を選択しましょう(普通徴収)。

開業届の書き方はカンタン！わかりやすく説明

ここでは、開業届を提出するにあたって、手続きをしたことがない人のためにわかりやすく説明していきます。今回は実際に提出する開業届のイラストを使って、記入例を作ってみたのでそれに沿って説明していきます。

- ①「個人事業の開業・廃業等届出書」の「開業」に○をつける・
- ②左上、「税務署長」の左に所轄の税務署名を記入 & 書類の提出日を記入
- ③納税地には、自宅または事務所の住所を記入
- ④氏名、生年月日、職業、屋号、マイナンバーを記入する。名前横の印鑑をz 忘れずに！
- ⑤届出区分「開業」に○をつける
- ⑥開業・廃業等日に開業日を記入
- ⑦開業・廃業に伴う届出書の提出の有無「青色申告承認申請書」を出すなら「有」、「消費税の～」は通常「無」
- ⑧具体的な事業内容を記入
- ⑨青色事業専従者、従業員に給与を支払う場合は「給与等の支払の状況」について記入

税務署受付印



個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長 _____ 年 ____ 月 ____ 日提出	納税地 <input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 _____) (TEL. _____)
	上記以外の 住所地・ 事業所等 (〒 _____)
フリガナ	生年 <input type="radio"/> 大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和
氏名	年 月 日生
個人番号	
職 業	フリガナ 業 号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	<input type="radio"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ <input type="radio"/> 事務所・事業所の (<input type="radio"/> 新設・ <input type="radio"/> 増設・ <input type="radio"/> 移転・ <input type="radio"/> 廃止) <input type="radio"/> 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____		
所得の種類	<input type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業 (農業) 所得 (廃業の場合…… <input type="radio"/> 全部・ <input type="radio"/> 一部)		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地 (電話) _____		
	移転・廃止前の所在地 _____		
廃業の事由が法人の 設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____		
	法人納税地 _____ 設立登記 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)	_____		
給与等の支払の状況	区 分 従業員数 給与の定め方 税額の有無	その他 備考事項	
	専従者 人 _____ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
	使用人 _____ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
	計 _____ <input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
源泉所得税の納期の特別の承認に関する申請書の提出の有無	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	給与支払を開始する年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

関与税理士

 (TEL. _____)

整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0					<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
送達用紙 交付	通信日付印の年月日	確認印	確認事項 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他			
	年 月 日					

国税庁 | [手続名]個人事業の開業届出・廃業届出等手続

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/04.htm>

国税庁 | 個人事業の開業・廃業等届出書(提出用・控用)PDF

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/05.pdf>

提出情報、提出先などの情報まとめ

いざ開業届の記入が終わり、提出をするにあたって、いつ提出すればよいのか。そもそも提出方法はどんな方法があるのかについて説明していきます。

提出する時期・タイミング

提出する時期やタイミングについては、基本的に自由です。ただ、失業保険などを受けている方は、未就労状態でしか失業保険料の受給はできないので、開業届を提出してしまうと失業保険を貰えなくなってしまう。すべて貰い終えた段階で開業届を提出するのも、ひとつのタイミングです。

提出先・提出方法

開業届をこれから提出するにあたって、どうやって提出したらよいのか、自分の状況を踏まえた上でこちらを参考にして、税務署まで届出を行っていただければと思います。

また、基本的に提出する税務署は、事業主であるかたの自宅住所管轄の税務署になります。これから事業所を新たに借りる方もいるかもしれませんが、個人で事業を行う方は基本的に、自宅住所を管轄する税務署で手続きをする必要があります。

<税務署に営業時間内に届出をする場合>

基本的に税務署の営業時間は平日の昼間になります。一般的には、この提出方法でご自身の管轄内の税務署に提出するのがいいでしょう。必要書類に不備があった場合などもすぐに対応することができ、比較的スムーズに手続きを行うことができるでしょう。

<税務署に営業時間外に届出をする場合>

平日の昼間に直接税務署に行けないが、夜間にならなければという場合、「時間外収納箱」というポストのようなものが税務署の外に設置してあります。基本的に朝税務署の職員が箱の中身を回収し、その受領日は前日に投函されたものと考えます。提出に必要な書類は、郵送時の必要書類と同じです。

<税務署に郵送で届出をする場合>

「開業届提出が期限ぎりぎりになりそうで・・・」このような状況の場合、郵送をおすすめします。郵送は、開業届の受領日が「郵便局が発送した日」になるので、期限まで時間がなく、平日昼間に税務署に行けない方はこの方法で開業届を提出してみてください。ただし、郵送時には、返送用封筒と切手を同封することが必要になりますのでご注意ください。

開業届を出すにあたって気をつけないといけないこと

これから開業届を提出するにあたって、気を付けなければならない注意点や、開業届の提出方法や内容についてより詳しく説明していきます。

開業したら確定申告はマストなのか？

開業したからといって、確定申告をする必要はありません。一般的に開業間もない頃は、確定申告をする必要がない場合が多いですが、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。年間収入が2000万以上の方や、2つ以上の企業から収入がある場合などは確定申告する必要性が出てきます。確定申告する必要がある方は、うっかり忘れてしまったりすると、ペナルティーとして延滞税や無申告加算税などの滞納を要求されることもあります。自分は確定申告する必要があるのか、しっかり確認しておきましょう。

国税庁

|

確定申告が必要な方

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/01/1_06.htm

副業でも出すの？出すと会社にバレる？

結論から言うと、開業届を提出したからといって、勤めている会社にバレることはありません。ただ、確定申告のやり方を間違えると、バレてしまう可能性もあるので、十分に気を付けて申請を進めてください。

「職業」により税率が変わる

個人事業主が支払う必要がある地方税「個人事業税」。この支払額は行っている事業の種類によって異なります。以下のリンク先は、東京都で開業した個人事業主が支払う個人事業税の表になります。ぜひ一度ご確認ください。

東京都主税局 | 個人事業税

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/kojin_ji.html

開業届を出さないとうなる？

開業届については、出さないからといって、何か法的な処罰を受けることはありません。

住所はどこにするべき？

開業届で提出する事業所の住所は、個人で事業を行う方でしたら自宅住所で大丈夫です。ただし、賃貸契約をしている場合などは契約上事業所として使えない場合もあるので、その場合はご家族のご実家などを住所として登録することも可能です。またもし、自分でオフィスを借りる予定があるのであれば、そちらの住所を申請してください。

「開業届」よくあるQ&A

ドリームゲートに寄せられるたくさんの質問の中から、「開業届」に関するQ&Aをピックアップしました。

せどりをするのに開業届を出す必要はある？

Amazonせどりをされている方などは、開業届を提出することでメリットが得られることもあるので、開業届の提出はしてもいいですね。せどりを行っているということは、事業者にあたるので、開業届を出す義務はありますが、ただこれはほかの業種と同じで出さなくても何かの処罰を受けることはありません。

屋号に使える文字は？

- 漢字
- カタカナ
- ひらがな
- アルファベット
- 数字(アラビア数字)
- 記号(「&」「'」「.」「-」「.」「・」)

上記の文字ではないものは使用することができません。また、「株式会社」や「合同会社」のように会社の種類を使用することはできません。

起業/副業ってなに？

起業と副業について言葉の概念から確認してみたいと思います。

起業・・・自ら事業を興すこと

副業・・・本業での収入とは別に副収入を得ること

この言葉の意味を考えると、副業として事業を自らが興すことがそもそも「起業」という意味となります。では、個人事業主として起業するのか、法人として起業するのかどちらがいいのでしょうか？このことについては次の章でくわしく説明します。

副業で起業するメリット

副業を展開する上で、法人化すべきなのか、個人事業主として事業を行うのかを迷うことでしょう。税金の支払いや信用、さまざまな点でそれぞれにはメリット/デメリットがあるので、それを踏まえたいうえでいくつかのポイントを紹介します。

社会的な信用があがる

法人化することでの大きなメリットとして、「社会的な信用があがる」ということがあります。信用度があがることによって、優秀な人材を採用できるようになったり、資金調達も行えるようになったりします。副業でやる事業をどこまで成長させたいのかが法人化するか否かを判断するひとつのポイントになります。

売上高によっては節税効果がある

節税対策面から、法人化するべきかを考えるのもひとつです。

ケースバイケースですが、所得が600万～800万になったら払うべき税金額が個人より法人のほうが少なくなるため、法人化を選択する個人事業主の方が多いです。

節税対策や社会保険について、利益の状況からそれぞれ法人化すべきタイミングは異なります。初めは個人事業主としてビジネス展開を始め、軌道に乗ってきたら法人化することをおすすめします。よりくわしく法人化のタイミングについて知りたい方がいれば、以下のリンク先をご覧ください。

取引相手が法人の場合

もしあなたが展開する事業が法人を相手にする事業プランならば、法人を設立することをおすすめします。企業によっては、個人で事業を行っている人とは取引をしない会社も少なくなく、個人事業主であることによって取引が行えないこともあるので、もし自分の事業の取引相手が法人の場合は、法人を立ち上げましょう。

副業×起業のアイデア

いざ副業で起業しようとなってもなかなかアイデアが思い浮かばず、どんなビジネスを行えばいいのかわからない方もいいのではないのでしょうか？ここでは、副業×起業でいくつか参考になるビジネスモデルについて説明していきます。

アプリ開発

GooglePlayやApp Storeが出来てから、約12年。アプリ市場は爆発的な成長を見せ、「アプリ」は我々の生活にとって欠かせない存在になりました。これからもアプリ市場は伸びていくことが予想されています。もしあなたが副業として、アプリ開発を考えるのであればこちらの記事を見てみてください。

Webサービス

副業で起業しようとするのであれば、一度は考えるのであろうWebサービスの立ち上げ。アプリ開発のようにプラットフォームを気にすることなく、さまざまな媒体でサービスをリリースできるため、自分が考える事業との相性が良ければ、Webサービスの立ち上げもおススメです！

ただWeb開発スキルは必須です。人に頼むとしても、もしあなたが少しでも成長意欲のある方だったら、自分でもプログラミングの勉強はしておきましょう。これから、サービスを運用していく中でもその知識は必ず生きてきます。

会社に知られることなく副業を行うには「確定申告」を工夫しよう！



副業解禁とはいえ、いまだに副業禁止の企業は多数存在しています。

この場合、確定申告のやり方を工夫することで、会社を気にすることなく、副業を行えるようになるかもしれません。

確定申告を行うことで、「住民税につき給与収入に係る税額のみ会社の給与から天引きにし、それ以外の不動産所得や雑所得に係る税額については、自分で納付する方法を選択すること」ができます。具体的には確定申告書の第二表に、給与所得以外の所得に係る住民税の納付方法を選択できる欄があるため、当該欄にて「自分で納付する」を選択しましょう(普通徴収)。

しっかりと手続きを踏むことで、ほぼ本業の会社にバレないで副業を行うことができます。この対応で劇的に会社に知られるリスクは減りますが、確実ではありません。自治体によっては、「特別徴収」といった手法を推奨しているところがあり、住民税を給与から天引きされるようになっている場合もあります。気になる方は、自治体にお問い合わせください。

副業で起業する上での注意点3つ

本業との兼ね合い

副業をすることは自分のプライベートな時間を削ることになります。これが意外ときつくて、思い切って始めた副業も継続することが難しくなって、やめてしまうひともたくさんいます。これから副業を始める方は、一度自分がなぜ副業をやって、どれだけ覚悟があるのかを自分に問いて見てください。副業だからといって、手を抜いてやっても何も生まれません。

家族との時間

副業を行うと、必然的にプライベートな時間が少なくなるため、家族と過ごす時間も減ってきます。また、起業を考えているのであれば、今まで以上に自分と向き合う時間も増え、もしかしたら本業以上に大変なこともあるかもしれません。もし、副業として起業を考えるのであれば、家族にしっかり相談し、応援してもらえる環境を整えることも大切です。

長時間労働になりがち

副業は、本業以外のプライベートな時間を使うため、長時間労働になってしまいがちです。もし、副業で起業しようとするのであれば、ぜひ起業準備の時間を楽しんでください。そのためには、自分のやりたいことや自分自身が当事者意識をもって向き合える課題を軸にして、自分の事業を立ち上げることが肝になります。